

提出日をご記入ください。

記入例

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日 宇治田原町長 殿	整理番号
住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 京都府綴喜郡宇治田原町〇〇-〇〇番地	フリガナ フルサト タロウ 氏名 故郷 太郎 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
電話番号 0000-00-0000	生年月日 明・大・〇・平・ 40 ・ 2 ・ 1

第五十五号の(附)

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用を受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書（市町村民税・道府県民税の申告書）を提出してください。

太枠内の項目をすべてご確認・ご記入ください。

※年内に住所等の変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
	10,000円

添付書類のパターン例

パターン A

①マイナンバーカード(裏面)のコピー

②マイナンバーカード(表面)のコピー

パターン B

①マイナンバー通知カードのコピー

②(写真ありなら1点) 免許証、パスポートなどのコピー (写真なしなら2点) 保険証、年金手帳などのコピー

パターン C

①個人番号が記載された住民票の写し

②免許証、パスポート、保険証、年金手帳などのコピー

「確定申告や住民税申告」の提出が必要でない場合にチェックしてください。

①と②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です。

その年のふるさと納税先が「5自治体」以下であると見込まれる場合のみチェックしてください。(寄附回数ではなく寄附先の団体数)

※本人確認書類部分（氏名・生年月日・住所・写真）を誤ってカットしないようご注意ください。

※枠内に入りきらない場合は裏面に貼るか、A4またはB5サイズにコピーしてそのまま同封してください。

※マイナンバー通知カードと運転免許証について、住所等変更の記載がある場合は裏面の写しも必要です。

① 個人番号確認書類

- ・マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面
- ……………!マイナンバーカードをお持ちでない場合は!……………
- ・マイナンバー通知カード
- ※通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。
- ・個人番号が記載された住民票
- ※貼らずに同封してください。

上記いずれかのコピー

② 本人確認書類

- ・マイナンバーカード(表面)
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳(カード型)
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

上記いずれかの顔写真付き書類のコピー

※寄附をした年の翌年1月10日(必着)までにご提出ください。

【ご注意】

- ワンストップ特例は、税務申告(確定申告、住民税申告)を要しない方が「ふるさと納税」を行った際に、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、寄附金控除が受けられる制度です。
- ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により、税務申告を行った場合には、ワンストップ特例の申請そのものが無かったものとみなされますので、税務申告の際に必ず寄附金控除の手続きも行ってください。
- ワンストップ特例の申請地方公共団体数が年間5団体を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効になります。この場合にも税務申告により寄附金控除の手続きを行ってください。